出産手当金が受けられる期間

被保険者(労働者)が出産のために会社を休み、事業主から報酬(給与)が受けられないときは、健康保険より出産手当金が支給されます。

出産手当金は、出産の日以前42日目(多胎妊娠の場合は98日目)から、出産の日の翌日以後56日 目までの範囲で会社を休んだ期間について支給されます。但し、休んだ期間にかかる分として、出産手 当金の額より多い報酬(給与)が支給される場合は、出産手当金は支給されません。

出産が予定より遅れた場合

予定日より遅れて出産した場合は、予定日以後出産した日までの期間も支給されます。

たとえば、実際の出産が予定日より4日遅れたという場合は、その4日分についても出産手当金が支給されます。

支給される金額

出産手当金は、1日につき標準報酬日額の6割に相当される額が支給されます。

標準日額×2/3×日数

日数=(産前42日±予定日とのずれ)+産後56日

専業主婦の人や、国民健康保険加入者には支払われません。会社の健康保険や公務員の共済組合の被保 険者本人で、出産した人に支給されます。

手続き

働いている会社に出来るだけ早く、出産前に出産手当金請求書の用紙を頂き、出産した所(病院・産院)で 証明していただき、必要事項を記入し提出しましょう。